



神奈川県 中小企業制度融資のしおり



神奈川県中小企業制度融資とは

県の制度融資メニューに、神奈川県信用保証協会の公的保証を付けて、金融機関が中小企業の皆さまに融資を行うものです。長期・固定・低利の各種メニューを利用できます。

★ 今年度の注目ポイント ★

- ★生産性向上支援融資の充実／運転資金の融資期間を10年に延長するとともに、保証料負担を軽減し、生産性向上により経営力強化に取り組む中小企業者を支援します。
- ★事業振興融資の充実／運転資金の融資期間を10年に延長し、中小企業者の資金繰りを広く支援します。
- ★原油・原材料高騰等対策特別融資の新設／原油・原材料高騰、必要な物資の供給制限の影響を受けた中小企業者の資金繰りを、保証料負担を軽減して支援します。

お申込みいただける方

次の要件をすべて満たしている方が、制度融資をお申込みいただけます。

- 神奈川県内で、事業を営んでいる、又は、事業を開始する中小企業者
(個人、会社、NPO法人)及び協同組合等。(※1)(※2)
- 許認可等の必要な業種の場合は、当該許認可等を受けている。(※3)
- 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる(農林漁業・金融業等は対象外)。
- 銀行取引停止処分を受けていない。
- 原則として、信用保証協会が行った代位弁済による債務を負っていない。

(※1)「中小企業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する方をいいます。

①会社の場合は資本金(資本の額又は出資の総額)又は常時使用する従業員数のいずれか、個人事業者の場合は常時使用する従業員数が、下表に該当する方になります。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送業等(*)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業(主たる事業であること)	—	300人以下(個人は100人以下)

(*)製造業、建設業、運送業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業及び医業以外の業種を言います。

【業種例】不動産業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業

●「会社」には、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人も含まれます。公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等その他の法人は、医業の場合を除き含まれません。

なお、政令で定められた次の業種については、下表に該当する方になります。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②特定非営利活動法人(NPO法人)は、下表に該当する方になります。

業種	従業員数
製造業、建設業、運送業、医業(主たる事業であること)等	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

(※2)「協同組合等」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号及び第4号並びに第7号から第11号までに該当する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会等を指します。

(例)中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

(※3)これから創業する方は、許認可等を取得済みであること又は確実に取得が見込まれることの確認が必要です。

ご利用の流れ



- ①金融機関へ融資の相談をして、申し込みます。
- ②金融機関による審査の後、信用保証協会に保証を依頼します。
- ③信用保証協会が審査を行い、保証決定する場合は、「信用保証書」を発行します。
- ④金融機関が融資します。

※信用保証協会にも金融相談等を行うことができます。

※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

資金使途

原則として、**県内で行う事業活動に必要な資金**にご利用いただけます。

※設備資金は、県内に設置する設備が対象となります。



神奈川県中小企業制度融資の特徴

3つの特徴

長期

固定

低利

神奈川県中小企業制度融資とは、中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調整できるよう、神奈川県・金融機関・神奈川県信用保証協会の三者が協調して支援する制度です。

県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、**長期・固定の低利な融資**を実現しています。

また、中小企業者の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を県が補助し、負担の軽減を図っています。

★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです！ #印のあるメニューは新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている事業者の方を対象とした融資	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額
	コロナ新事業展開対策融資	新型コロナウイルス感染症による事業活動の影響から脱却するため、新たな事業の展開(事業転換、業態・業種の転換等)や事業の改善に取り組む中小企業者等	一部別枠 3,000万円
	伴走支援型特別融資	経営行動に係る計画を策定した中小企業者等	一部別枠 6,000万円
	新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の要件を満たし、事業所の住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	別枠 2億8,000万円 (セーフティネット保証5号と合算)
	売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	新型コロナウイルス感染症流行の影響により、最近1か月の売上高等が前年と比べて5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等の合計が5%以上減少することが見込まれることを取扱金融機関が確認した中小企業者等	8,000万円

神奈川県内の事業者の方を対象とした融資	ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	
	中小企業者等の方全般	★ 事業振興融資	中小企業者等	2億円	
		流動資産担保融資	売掛債権等を保有する中小企業者等	別枠 2億5,000万円	
		新たな事業展開対策融資	新たな事業展開、新規販路の開拓や事業改善等を行う中小企業者等	8,000万円	
	新たな取組をする方	★ 生産性向上支援融資	ア 国の認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上を図る中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く) イ 市町村※の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等を導入する中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円 別枠 8,000万円	
		経営革新支援融資	県の承認を受けた経営革新計画に従って、経営革新に取り組む中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円	
		企業経営の未病改善対象 小口零細企業保証資金	従業員数20人(卸売業・小売業・サービス業の場合は5人)以下の小規模企業者(NPO法人を除く※ ¹)	2,000万円 ※ ²	
	小規模な事業を営む方	企業経営の未病改善対象 小規模クイック融資	従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者	4,000万円	
		緊急事態に備えた取組を行う方	企業経営の未病改善対象 BCP策定支援融資	ア 事業継続計画(BCP)の策定や事業継続計画(BCP)に基づく対策を行う中小企業者等 イ 事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等 ウ 連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	8,000万円 別枠 8,000万円 別枠 8,000万円
	原油・原材料高騰等の影響を受けた方		★ 原油・原材料高騰等対策特別融資	原油・原材料高騰等の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる中小企業者等 原油・原材料高騰等の影響により、最近3か月もしくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期の売上高又は売上総利益額の合計に比べて5%以上減少している中小企業者等	8,000万円

ウイルス感染症の影響を受けた方向けの要件もございます！

融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備考
	運転資金	設備資金		
1.6%以内	10年以内 (据置2年以内を含む)		(※1) 0.5% (※2) 0.425% (※3) 0.225~0.76%	※1 セーフティネット保証4号を利用した場合に適用 ※2 セーフティネット保証5号を利用した場合に適用 ※3 一般保証を利用した場合に適用 ○ セーフティネット保証を利用した場合、市町村の発行する認定が必要です
1.8%以内	10年以内 (据置5年以内を含む)		(※1) 0.2% (※2) 0.2% (※3) 0.2~0.8%	※1 セーフティネット保証4号を利用した場合に適用 ※2 セーフティネット保証5号を利用した場合に適用 ※3 一般保証を利用した場合に適用 ○ セーフティネット保証を利用した場合、市町村の発行する認定が必要です
2年以内 : 1.2% 以内 2年超5年以内 : 1.4% 以内 5年超15年以内 : 1.6% 以内	10年以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	0.7%	○ セーフティネット保証4号の指定期間が終了し、かつ、30日経過後に取扱は終了となります。 ○ 責任共有制度の対象外です。 ○ 市町村の発行する認定が必要です
2年以内 : 1.2% 以内 2年超5年以内 : 1.4% 以内 5年超15年以内 : 1.6% 以内	10年以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	0.36~1.52%	○ 金融機関による融資対象の確認が必要です。

融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備考
	運転資金	設備資金		
1年以内 : 1.6% 以内 1年超10年以内 : 2.6% 以内 (1年超は変動金利も可※)	10年以内 (据置6か月以内を含む)		0.45~1.90%	※ 変動金利は取扱金融機関の短期プライムレート等に0.8%を加えた利率の範囲内となります。 ○ 信用保証は金融機関の任意となります。信用保証なしの場合は、金融機関所定の固定金利となります。
1.6%以内	1年以内		0.68%	○ 売掛債権等を担保に提供していただきます。
2.1%以内	10年以内 (据置1年以内を含む)		0.45~1.52%	
2.1%以内	10年以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	0.34%	○ 経済産業大臣による経営力向上計画の認定が必要です ※ 経済産業大臣から同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村(特定市町村)に限ります。 ○ 市町村長による認定先端設備等導入計画の認定が必要です
	1年超7年以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	0.68%	※ 事前に県(中小企業支援課)の承認が必要です。
1年以内 : 1.1% 以内 1年超5年以内 : 1.6% 以内 5年超10年以内 : 1.8% 以内	10年以内 (据置6か月以内を含む)		0.50~1.76% ※3	※1 医業を主たる事業とする場合は、対象となります。 ※2 融資限度額は、保証協会(他の保証協会を含む)の既存保証の残高を含めて2,000万円です。 ※3 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.40~1.32%となります。 ○ 責任共有制度の対象外です。
1年以内 : 金融機関所定の金利 1年超5年以内 : 1.8% 以内 5年超7年以内 : 2.0% 以内 7年超10年以内 : 2.3% 以内 (全融資期間で変動金利も可※1)	10年以内 (据置6か月以内を含む)		0.45~1.52% ※2	※1 変動金利は金融機関所定の利率となります。 ※2 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36~1.14%となります。 ○ 通常の融資よりも、スピーディーな融資実行が可能です。(県信用保証協会の保証付き融資を初めて利用する場合を除く)
1.6%以内	10年以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	0.45~1.52%※	※ 「企業の未病改善」に取り組む場合は、0.36%~1.14%となります。
			0.68%※	※ 「企業の未病改善」に取り組む場合は、0.54%となります。 ○ イは、事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。 ○ ウは、連携事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。
2年以内 : 1.2% 以内 2年超5年以内 : 1.4% 以内 5年超15年以内 : 1.6% 以内	10年以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	0.36~1.52%	○ 金融機関による融資対象の確認が必要です。

★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです！ #印のあるメニューは新型コロナウイルス感染症の影響を

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	
経営の安定に取り組む方	# セーフティネット保証5号	国が定める所定の要件（セーフティネット保証5号の要件）を満たし、事業所の住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等	別枠 8,000万円 (セーフティネット保証4号と合算)	
	# 売上・利益減少対策融資	最近3か月間若しくは6か月間の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等		
	借換支援融資	県中小企業制度融資及びその他の保証付き融資の借換えにより、借換え前と比べて毎月の元金返済額が軽減される中小企業者等	8,000万円	
	リターンアシスト長期保証融資	返済条件の緩和を行っている保証付き融資の残高があり、その残高を経営改善計画の取組みの一環として借り換えることにより借入債務の正常化を図る中小企業者等		
	リターンアシスト長期保証融資(別枠保証)	上記に該当する方で、事業所が所在する市町村長の認定(セーフティネット保証1～8号のいずれか)を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円	
創業する方 又は 創業後5年 未満の方	創業支援融資	ア 現在、事業を行っていない創業前の個人で、次のいずれかに該当する創業者 ① 1か月以内に新たに個人事業を創業予定の方 ② 2か月以内に新たに法人事業(NPO法人、医療法人を除く)を創業予定の方 イ 事業を行っていない個人が事業を開始し、創業後5年を経過していない中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	3,500万円	
	創業特例	上記ア又はイに該当する方のうち、 ウ 融資申込み前に創業支援機関(KIP、商工会、商工会議所等)の経営指導を受け、かつ、融資実行後も概ね2回以上の経営指導を受ける方 エ 国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用した方(創業前の場合は、創業の6か月前から利用可)		
事業承継に取り組む方	事業承継関連融資 企業経営の未病改善対象	承継前 ア 事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し計画の実行に取り組む中小企業者等※1	8,000万円	
		県の認定を受けた方※2	イ 他の中小企業者の事業を承継する中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円
			ウ 他の中小企業者の事業を承継する個人(ただし、個人は事業を営んでいない方に限る)	8,000万円
			エ 事業承継をした中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 8,000万円
		承継後 オ 事業承継をした中小企業者の代表者個人	8,000万円	
		カ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等	8,000万円	
		経営者保証不要	承継前 キ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の要件※3を満たす中小企業者等(個人事業者を除く)	8,000万円
承継後 ク 一定期間内※4に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人で、一定の要件※3を満たす中小企業者等(個人事業者を除く)				
承継前 ケ 3年以内に事業承継を予定し、経済産業大臣の認定を受け、一定の要件※3を満たす中小企業者等(個人事業者を除く)	別枠 8,000万円			
事業再生に取り組む方	# 事業再生サポート融資	神奈川県中小企業活性化協議会等の指導又は助言、経営サポート会議による検討により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	別枠 2億8,000万円	

- ◇ 融資利率は、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。
- ◇ 一覧については、内容を要約している場合や記載していない融資メニューがあります。
- ◇ 返済方法は割賦返済です(融資期間1年以内の場合は一括返済も可)。
- ◇ 企業経営の未病改善対象：企業経営の未病改善に取り組むと、信用保証料が割引かれます。保証料率については、備考欄をご覧ください。

■ を受けた方向けの要件もごさいます！

2022年4月1日現在

融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (県補助後の料率)	備 考
	運転資金	設備資金		
1年超5年以内 : 1.6% 以内 5年超10年以内 : 1.8% 以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.68%※	※ 従業員30人超の場合は、信用保証料率は0.85%になります。 ○ 業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者が対象となります。 詳細については、中小企業庁のHP等でご確認ください。 ○ 市町村の発行する認定が必要です
1年超5年以内 : 1.6% 以内 5年超10年以内 : 1.8% 以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.45～1.52%	○ 金融機関による融資対象の確認が必要です。
2.2% 以内	1年超 10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45～1.52%	○ 借換えの対象となるのは、県中小企業制度融資及びその他の県信用保証協会の保証付き融資です。
10年以内 : 1.8% 以内	15年以内	—	0.45～1.52%	○ 所定の事業計画書の作成が必要です。
10年超15年以内 : 2.3% 以内			1～4,6号:1.00% 5号:0.68%※ 7,8号:0.85%	※ 従業員数30人超の場合は、0.85%となります。 ○ 所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ セーフティネット保証1～4、6号の認定を受けた場合は責任共有制度の対象外となります。(5、7、8号は責任共有制度の対象です) ○ 市町村の発行する認定が必要です
1.8%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.40%	○ 創業前及び創業後1年未満の場合は、所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 許認可等の必要な事業にあつては、原則として当該許認可等を取得していることが必要です。 ○ 創業の起点は、法人は登記簿上の設立年月日、個人は客観的的事业着手日(税務署に提出した個人事業開業届出書の開業日等)で確認します。 ○ 担保は不要です。 ○ 責任共有制度の対象外です。
1.6%以内			0.00% 保証料負担なし	
1.6% 以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.45～1.52% ※5※6	※1 神奈川県事業引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受ける必要があります。 ※2 事前に中小企業経営承継円滑化法に基づく県(中小企業支援課)の認定が必要です。 ※3 一定の要件とは、以下のすべての項目です。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③個人・法人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※4 一定期間内とは、令和2年1月1日から令和7年3月31日までです。 ※5 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36～1.14%となります。 ※6 キ、ク、ケは経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、0.20～0.92%となります。加えて、「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.16～0.69%となります。 ○ ア、カ～クは所定の事業計画書の作成が必要です。
	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超15年以内 (据置1年以内を含む)		
	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)			
	借換のみ 10年以内 (据置1年以内を含む)	—		
10年以内 : 2.0% 以内 10年超15年以内 : 2.5% 以内	15年以内 (据置1年以内を含む) ※		0.80又は1.00% ※	※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方は、据置が5年以内、保証料率が0.20%となります。

- ◇据置期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利子の支払いは必要です。
- ◇原則として法人の代表者による経営者保証(連帯保証)が必要となります。
- ◇必要に応じて担保を提供していただく場合があります。

お申込み

◇取扱金融機関（2022年4月1日現在） 次の取扱金融機関の県内本支店でお申込みいただけます。

銀行 みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/
阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫 横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨
信用組合 ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系金融機関 商工組合中央金庫

※金融機関によっては、一部の融資メニューを取り扱っていない場合がありますので、事前に金融機関に電話等でご確認ください。
※東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県にある営業店でもお申込みいただける場合があります。

◇主な必要書類 引き続き、コロナ禍での納税証明書を原則不要とします。

必要書類	備考
神奈川県中小企業制度融資申込書	取扱金融機関にて配布、又は県金融課ホームページからダウンロード
その他融資メニューごとに規定されている書類等	詳しくは県金融課ホームページをご覧ください。お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。
金融機関、神奈川県信用保証協会に提出する書類	お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。

ご相談・お問合せの窓口

制度についてのお問合せ、融資全般のご相談は…

金融相談窓口（県金融課内）へ 045-210-5695（平日8時30分～17時15分）

県のホームページもご覧ください。
・制度内容の紹介 ・各種書式のダウンロード等

神奈川県 制度融資

検索



融資の具体的なご相談は、お取引のある又は最寄りの取扱金融機関にご相談ください。

信用保証のご利用をはじめとした金融相談等は…

神奈川県信用保証協会の下表の営業部・各支店へ（平日9時00分～17時15分）

営業部・支店	電話番号	担当地域
営業部	045(681)7178	横浜市（鶴見区を除く。）
川崎支店	044(222)7811	川崎市、横浜市鶴見区
小田原支店	0465(23)0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀支店	046(822)3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
藤沢支店	0466(23)0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木支店	046(221)0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
相模原支店	042(752)0575	相模原市

神奈川県信用保証協会のホームページもご覧ください。
<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>



神奈川県信用保証協会
キャラクター「カナモ」

経営のご相談、事業計画書の作成についての助言は…

神奈川産業振興センター（KIP）（総合相談窓口）へ 045-633-5200（平日8時30分～17時15分）

この他、地域の商工会・商工会議所・産業振興財団等では、創業される方を「創業支援融資（創業特例）」で支援しているほか、経営に関する相談等に無料で応じています。